

様式44

令和 4年 8月 31日

三重県知事 一見 勝之 様

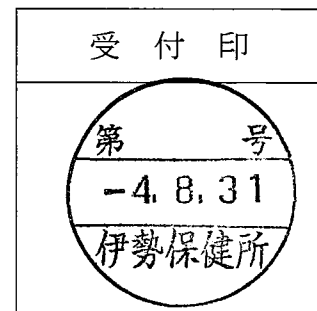
医療法人の住所 三重県度会郡玉城町佐田1750番地
医療法人の名称 医療法人 社団 久瀬医院
理事長名 久瀬 雅也
電話 0596 (58) 3120

決 算 届

令和 3年 6月 1日から令和 4年 5月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 社団 久瀬医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県度会郡玉城町佐田1750番地
- (3) 設立認可年月日 平成11年 3月30日
- (4) 設立登記年月日 平成11年 4月14日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 社団 久瀬医院	三重県度会郡玉城町 佐田1750番地	一般病床 0床

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月 30日 出資持分譲渡
 令和 3年 7月 20日 令和2年度決算の決定
 令和 4年 5月 31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 社団 久瀬医院

※医療法人整理番号 0337

所在地 三重県度会郡玉城町佐田1750番地

財 産 目 録

(令和 4年 5月31日現在)

1. 資 産 額	150,210 千円
2. 負 債 額	21,357 千円
3. 純 資 産 額	128,853 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,521
B 固 定 資 産	92,689
C 資 産 合 計 (A + B)	150,210
D 負 債 合 計	21,357
E 純 資 産 (C - D)	128,853

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 社団 久瀬医院

※医療法人整理番号 0337

所在地 三重県度会郡玉城町佐田1750番地

貸借対照表

(令和 4年 5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	57,521	I 流動負債	17,741
II 固定資産	92,689	II 固定負債	3,616
1 有形固定資産	36,954	負債合計	21,357
2 無形固定資産	314	純資産の部	
3 その他の資産	55,420	科 目	金 額
		I 出 資 金	32,000
		II 積 立 金	96,853
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	128,853
資産合計	150,210	負債・純資産合計	150,210

様式 4 - 2

法人名 医療法人 社団 久瀬医院

※医療法人整理番号 0337

所在地 三重県度会郡玉城町佐田 1 7 5 0 番地

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	186,335
2 事業費用	195,605
本来業務事業損失	9,270
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	9,270
II 事業外収益	13,112
III 事業外費用	58
経常利益	3,783
IV 特別利益	2,700
V 特別損失	97
税引前当期純利益	6,386
法人税等	185
当期純利益	6,201

様式5

監事監査報告書

医療法人 社団 久瀬医院
理事長 久瀬 雅也 殿

私は、医療法人 社団 久瀬医院の令和 3 会計年度(令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 7 月 20 日
医療法人 社団 久瀬医院
監事 久瀬 真奈美